

令和3年宇治田原町予算特別委員会

令和3年9月13日

午前10時開議

議事日程

日程第1 議案第46号 令和3年度宇治田原町一般会計補正予算(第2号)

(総務課、企画財政課、産業観光課所管分)

(福祉課、学校教育課所管分)

日程第2 議案第47号 令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第1号)

1. 出席委員

委員長	9番	馬場	哉	委員
副委員長	5番	山内	実貴子	委員
	1番	浅田	晃弘	委員
	2番	原田	周一	委員
	3番	宇佐美	まり	委員
	4番	山本	精	委員
	6番	上野	雅央	委員
	7番	藤本	英樹	委員
	8番	森山	高広	委員
	10番	榎木	憲法	委員
	11番	今西	利行	委員
	12番	谷口	整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷	信夫	君
副町	長	山下	康之	君
教育	長	奥村	博巳	君
都市整備政策監		星野	欽也	君

総務担当理事	奥谷	明君
健康福祉担当理事	黒川	剛君
建設事業担当理事	垣内	清文君
教育次長	野田	泰生君
総務課長	青山	公紀君
企画財政課長	村山	和弘君
福祉課課長補佐	中村	浩二君
産業観光課長	木原	浩一君
産業観光課課長補佐	植村	和仁君
学校教育課長	馬場	浩君
学校給食共同調理場 所長	木村	幸治君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野	里志君
庶務係長	太田	智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（馬場 哉） 皆さん、おはようございます。

本日は、予算特別委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただきましてありがとうございます。

本日の委員会は、去る9月6日の本会議において上程され、本委員会に付託されました議案第46号、令和3年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）及び議案第47号、令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行います。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めましておはようございます。

9月定例会も9月6日に開会をしていただきまして、9日、10日には一般質問ということで、大変ご苦労さまでございました。また、引き続きまして、本日は予算特別委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

本予算特別委員会に付託されました議案につきましては、議案第46号及び議案第47号の2議案でございます。馬場哉委員長様、また山内実貴子副委員長様におかれましては大変ご苦労おかけしますが、どうぞよろしくお願いを申し上げますとともに、慎重なご審査を賜りましてご可決賜りますようお願いを申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

ただいまの出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の予算特別委員会を開きます。

進め方といたしましては、日程にありますように常任委員会所管ごとの審査とし、まず総務課、企画財政課、産業観光課所管分より行うことといたします。

討論、採決にあつては、全ての所管分が終了した後に議案順に行いたいと思います。

また、先に一般会計補正予算、続いて特別会計補正予算の順で進めていきます。

◎議案第46号の説明、質疑

○委員長（馬場 哉） では、これより議事に入ります。

日程第1、議案第46号、令和3年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局より総務課、企画財政課、産業観光課所管分の説明を求めます。村山企画財政課長。

○企画財政課長（村山和弘） 改めまして、皆さんおはようございます。

それでは、議案第46号、令和3年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

議案第46号の議案書、そして主要事項調書、また横表の概要資料をもってご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、議案書1ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出それぞれ1億6,743万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ51億8,293万7,000円とするものでございます。

それでは、総務課、企画財政課、産業観光課所管分に係ります補正につきまして、主要事項調書、また横表の概要資料でご説明をさせていただきます。

最初に、横表の概要資料1番、総務課所管の町ホームページ整備事業費でございます。主要事項調書につきましては、1ページをご覧いただきたいと思います。

利用者にとってより使いやすく、より見やすく、また職員が効率的に更新可能なシステムへのリニューアルを行うとともに、宇治田原町の魅力を最大限にPRできるホームページ、CMSの更新を行うもので、525万2,000円を追加するものでございます。

次に、横表の2番でございます。企画財政課所管の役場庁舎跡地整備事業費でございます。主要事項調書は2ページとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

旧役場庁舎の建物、約2,078平方メートルの解体工事を行うものでございまして、1億5,000万円を追加するものでございます。

次に、横表の4番、産業観光課所管のため池管理事業費でございます。主要事項調書は3ページとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

町内の防災重点農業用ため池、11池の劣化状況評価を行うにあたり、新たにため池構造の評価が加わったために追加調査を行うもので、48万2,000円を追加するものでございます。

次に、5番、同じく産業観光課所管のがんばるまちの事業者支援事業費でございます。

主要事項調書は4ページでございます。併せてご覧ください。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、売り上げ減少など経済活動に多大な影響を受けている町内中小企業、事業所等を支援するため、給付金を支給するものでございまして、1,000万円を追加するものでございます。

次に、横表の2ページ目、繰越明許費でございます。先ほど、簡単ですがご説明を申し上げました企画財政課所管の役場庁舎跡地整備事業費につきまして、予定工期が年度を超える見込みでありますことから、繰越明許費の設定を併せてお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、まずは総務課、企画財政課、産業観光課所管分の説明とさせていただきます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第46号に係る総務課、企画財政課、産業観光課所管分について質疑のある方は挙手を願います。今西委員。

○委員（今西利行） まず、主要事項調書の2つ目の役場庁舎跡地整備事業費についてお尋ねします。

今回の補正については全額繰越とありますが、荒木の方とかいろいろ聞いてみると、いつまでああいう形になっているんだというご心配もいただいております。タイムスケジュール的にはどのようになっているのか、もう少しちょっとご説明願いたいと思うので、よろしく願います。

○委員長（馬場 哉） 村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） 解体工事のスケジュールについて申し上げたいというふうにあります。

まず、9月16日補正予算ご可決をいただくという前提でお話をさせていただきますが、今現在委託しております設計委託業者から成果品が納入されますと、その後すぐに京都技術サポートセンターへ委託をし、公共工事における適正な工事費の算出をしていただく予定としております。その成果品が出てきますと、すぐに解体工事の入札の公告を打ちたいというふうを考えております。その公告から公告募集期間、そしてまた見積り期間等を経まして、11月下旬ぐらいには入札を行いまして業者を決定していきたいというふうを考えております。

その後、業者が決定されますと、12月定例会に今度は契約案件の議案を上程させていただきます。12月中下旬になろうかと思いますが、議会のほうでご可決を賜りま

すと本契約の締結ということになりますと、必然的に工期につきましては来年1月ぐら
いから設定ができるんじゃないかなと。そして、今のところ工期は6カ月ほどかかる
というふうに言われておりますので、事業繰越をいたしまして、6月ぐらいの完成になる
見込みというふうに想定しているところでございます。

○委員長（馬場 哉） 今西委員。

○委員（今西利行） よろしく申し上げます。

2点目ですが、がんばるまちの事業者支援事業費についてちょっとお尋ねします。

質問ですけれども、対象者要件とここに書かれているんですけれども、1つは業種の
限定があるのか、それから2点目は昨年受けた業者も支給されるのか、それから昨年度
セーフティーネット4号ということで、少しややこしい、ややこしいというか、申請す
る者にとっては少し面倒な条件があったんですけれども、その辺りはどうなっているの
かという3点についてお伺いします。

○委員長（馬場 哉） 植村補佐。

○産業観光課課長補佐（植村和仁） それでは、ただいまのご質問にお答えさせてい
だきます。

まず、対象者でございますが、こちらに書かせていただいておりますとおり、月次支援
金の受給者、それから25%以上減少している事業者となります。昨年度はセーフティ
ーネット15%売上減の方に関しまして、その写しなり受給されている申請書を出して
いただいておりますが、今年度につきましては25%以上売上減少という
ことでさせていただきます。

それと、先ほどもありましたとおり、今年度、特に業種のほうにつきましては、指定
は設けておりません。ただ、京都府からの緊急事態要請とか、まん延防止等重点措置に
絡む要請を受けている事業所に関しましては対象外とさせていただきます。以上
でございます。

○委員長（馬場 哉） 今西委員。

○委員（今西利行） 困っている事業者の方、たくさんおられると思うんですけれども、
広く周知徹底よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長（馬場 哉） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ほかにございせんか。

山本委員。

○委員（山本 精） 僕のほうからは2点ほどあるんですけども、主要事項調書2ページの町ホームページ整備事業費なんですけど、先ほども言われましたけれども、利用者にとって使いやすく、見やすく、職員にも効率的に更新可能システムというふうに、システムを変えていこうということなんですけど、利用者にとってより見やすく、使いやすいという点でということとは、どのような点を変えるのかなというふうに思うんですけども。

○委員長（馬場 哉） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 利用者のほうから、より見やすくということで、これにつきましては、現在のホームページにつきましてはスマートフォンを、最近スマートフォンがやはり活用されて見られるという方が多いというところで、今のうちのホームページにつきましては、パソコンで見る画面のような形で、その画面、ホームページ、スマートフォンに掲示されるというようなところがございますので、スマートフォンからアクセスしてもらって見ていただいても、すぐ見やすく、パソコンと同じような画面のような状態で表示されるような感じでちょっと見やすくさせていただくというようなところでございます。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） 今スマートフォン、と何かパソコンと同じような状態で見られるけれども、何かパソコンのほうが見にくいとか言ったみたいに思ったんですけども、そうではないんですか。スマートフォンと、今パソコンのほうは画面が違いますよね。

○委員長（馬場 哉） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） すみません、ちょっと言葉足らずで申し訳ございませんでした。現在、パソコンで見る画面をスマートフォンに表示されるというような形になっているんです。それを、スマートフォンでもパソコンと同じような形で表示されるようなイメージにちょっと改修をさせていただきたいと思います。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） 要するに、今、先ほど言っていたんですけども、スマートフォンがパソコンと同じような形で見られるようになるということになっている、でいいんですね。

それと、職員が効率的に更新可能なシステムというふうにかかれているんですけども、今のやっぱりシステムでは、各課担当の方々が変更できるような状態にはなっていないというふうに理解していいんですよね。

○委員長（馬場 哉） そういうシステムなんですかということですね。青山課長。

○総務課長（青山公紀） 現在のこういうホームページの更新とか、いろんな各課でやるんですけれども、それは各課でできないということではなく、少し手間がかかると思いますか、例えばホームページにものを載せようとするときに、文章をつくり、それを今度ホームページに載せるときに、言ったら一手間省けるような形、例えばワードでつくった文章をそのまま今度新しくCMSを入れさせていただきますと、そちらのほうへ直接入れられるというような形と、少し事務のやり方が簡素化されたりというようなところになります。

それと、あとその前につくっていた文章を今度、それを今は次違うものにホームページ載せようとしたら、いちいちまた一つ一つ文章をつくっていかなければならなかったんですけれども、ブロックごとに例えばコピーできて、つくる作業が簡素化されるというような形で、そういったところの改修もされるところでございます。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。そういうことであればね、しっかり、実際に使いやすいというような形ができるということであればいいと思いますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

それと、次に、ため池の3ページです、主要事項調書の。ため池の防災重点ため池11池の劣化状況評価というふうなんですけれども、この内容に堤体変形率とか、いっぱい書いているんですけれども、これは具体的にどういうことなんでしょうか。ちょっと分かりにくいかなと思うんですけれども。

○委員長（馬場 哉） 文章の説明ですね。木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） ご答弁させていただきます。

堤体の変形率ということで、池の全体を支えている堤体、堤体は外側も内側も富士山のような形でゆるく入っているところなんです、内側が削れているとか、その辺を変形率として調査するというところでございます。

それと、洪水吐の変状ということで、これは用水吐といいまして堰堤から水があふれないようにする、ある程度低いところで水を捨てるというところに、今のところセメントとか、そういう構造物で洪水吐をこしらえておりますが、それが劣化していて落ちているとか、また、素掘りのところでは深く掘れているとか、その辺を調査していくのを、形が変わったところを調査するというところでございます。

それと、底樋の漏水堆積ということで、底樋が順調に動いているか、また底樋のとこ

ろに土砂が堆積しているとか、その辺を調査していくということでございます。

それで、池の斜面や周辺の地山の法面の変状ということで、池は山の谷のところにしらえておりますので、山が崩れていないかとか、その辺も調査するというところでございます。以上です。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） こういうようなことが追加分で増えたから48万2,000円が必要になるということだと思っんですけども、それで、こういう劣化状況を調べて異常が見つかった場合はどういうふうなことになる、指導とかどうなっているのか分かりませんが、それはどうなんでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 劣化状況とか調査して、早急に対応、緊急的にしなければいけない場合、まずそれは地権者と、また京都府と共有する中で修理する方向で検討する考えでございます。

以上です。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。

修理するときに、府とか、もちろん地権者と相談しながらだと思っんですけども、補助とかは出るんでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） それにつきましては、お金のいる、修繕費の状況によって変わるので、国、府、またその辺と協議した中で、検討する中で一番利口なものを集めていきたいと考えております。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。

ぜひ、できる限り負担にかからないような形も含めて考えていただきたいというように思っております。以上です。

○委員長（馬場 哉） よろしいですか。

ほかにございませんか。上野委員。

○委員（上野雅央） 先ほどもちょっと1ページのホームページのことについて、ちょっとお聞きしたいんですけども、この委託期間というのはいつからか、いつぐらい分かるでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） もし、ご可決をいただきましたら入札の段取りをして、一応委託期間としては、ほぼ年度末ぐらいになる、約半年かかると思っております。以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 上野委員。

○委員（上野雅央） ありがとうございます。

それと、先ほども、役場庁舎の跡地の整理のところ、2番、2ページ、解体を6月にされて更地になると。そんな中で、今のところそれを利用とか、そういうのは、まだ今のところは全然、計画というのか、考えとか、あるようでしたらお願いしたいと。

○委員長（馬場 哉） 村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） まず、以前から申し上げていますが、まず跡地の底地の整理を行わなければならないというところがございます。その底地整理につきましては、まずは、ネックは河川境界であるというふうに考えておりました、8月にもう既に山城北土木事務所と境界確定にかかる事前協議というのは行いました。そして、もう8月20日に河川境界の確定申請というのは行いました。

ただ、土木事務所と相談する中では、建物が解体されてから昭和28年の災害等による田原川の復旧工事の工事図面であったりとかいうふうなものを基に境界を確定していくのがベストであるというふうに言われておりますので、令和4年度早々には用地測量の業務委託を予算計上させていただいて、境界確定へと進めてまいりたいと。

そして、実は役場の敷地内には水路敷等も通っております。そういったものの付け替えとか、道路拡幅部分の底地の整理とかいうふうな部分もございますので、そういったことも今、並行して行いながら、また、地元区とも協議を行いながら売却方法の検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○委員（上野雅央） ありがとうございます。よく分かりました。

○委員長（馬場 哉） 上野委員、よろしいですか。

○委員（上野雅央） もう一つ、すみません。

あと、4ページのがんばるまちのことについて、ちょっとお聞きしたいんです。

これのPRとか周知方法、どういうふうに周知されていくのか、がんばるまちの事業支援事業のPR、周知。

○委員長（馬場 哉） 周知方法ですね。植村補佐。

○産業観光課課長補佐（植村和仁） ホームページ、それからSNS等、そういうウェブ

での周知はもちろんのことですが、チラシ等の紙媒体での周知も進めていきまして、丁寧な周知を進めていきたいと考えております。

また、商工会におきましても会員さんがおられますので、会報等を通じてしっかりと多くの方に、対象の方に情報が届くように丁寧にしていきたいと考えております。以上です。

○委員長（馬場 哉） 上野委員。

○委員（上野雅央） ありがとうございます。

できるだけ皆さんにお知らせできるように、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（馬場 哉） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） そうしたら、ちょっと2点ほど確認をしたいと思うんですけれども、まず、ため池の管理事業、これ11の池の劣化状況等の調査をされるということなんですけれども、これくつわ池なんですけれども、3月の予算委員会等ですったもんだという言葉がいいかどうか分かりませんが、郷之口の生産森林組合の内部の話と、町のほうの予算の組み方等と、一悶着したくつわ池の埋立てなんですけれども、仄聞をしましたところ、どうも埋立ての話が、今雲行きが怪しくなっていると。そもそもくつわ池、以前に矢板で1,000万近くかけて何とか池の管理をされているんですけれども、ただ、今の生産森林組合の三役さんが危ないから埋めてほしいということで予算を上げられたように私は理解しているんですけれども、その危ないという状況の池をやっぱり埋めないとすれば、これ、ここで書いて上げてある管理事業で調査をする必要はないんでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） まず、ちょっと、この調査につきましては、あくまでもため池管理事業という形になりますので、今、現在、くつわ池のほうが、そういった用水のため池ではないので、ここには上げておりません。

それと、前段で言われていましたくつわ池の件ですけれども、ちょっと明日の委員会で、予算に伴う、主要事項の中で、くつわ池については指定管理の物件から外していただきたいというふうに、生産森林組合のほうからの申し出がありまして、それを外すので、今回工事をしないというような、ちょっと明日ご説明申し上げたかったんですが、今、谷口委員のほうからお話あったので、ついでにお話しさせてもらいますけれども、

もともと、くつわ池を、一昨年度のときに、矢板のほうで実際、生産森林組合のほうで施工されました。それはやはり池を守るために池の管理者としての作業だということでございます。

今年度の予算で我々が上げていたのは、指定管理の物件に入れてほしいという、そういうご要請がございまして、それならば池を、町として、管理者となりますので、埋めるという手法を用いたんですけれども、池の管理のために何らか漏れない対策をしていきたいというところが主となる予算の計上でございました。ですから、生産森林組合のほうから池を埋めてくださいというご要請ではなくて、あくまでも管理を指定管理の中に入れるとなれば、町の管理者としては池を埋めるなどの安全対策を図るというための予算だということ、ちょっとその辺、齟齬があったらあかんので、今説明させていただきましてけれども。それで今回、池については生森のほうで管理をするので、それを外してほしいと、話が行ったり来たりするんですけれども、そういうことがあった経過でございます。

これで、ちょっと説明になっているでしょうか。すみません。

○委員長（馬場 哉） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時29分

○委員長（馬場 哉） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。谷口委員。

○委員（谷口 整） 丁寧に説明はいただいたんですけれども、要は流末に農地がないからこれは対象外だと、こういう理解ですか。単に危険なため池の調査というわけではないわけなんですか。

○委員長（馬場 哉） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） このため池管理事業につきましては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に係る特別措置法の制定により、農業用ため池のうち、民家等に近いため池が防災重点ため池に指定され、その11池についてハザードマップを作成して、また劣化状況を調査していくということになっておりますので、今回、くつわ池のほうはこの対象にはなっておりません。

○委員長（馬場 哉） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 要は、だから先ほど言ったように農業用ため池じゃないからこれの対象外だと、こういうことなんですね。

ただ、聞いていますのは、あの池、魚の釣堀されているんで、用水吐のところネッ

トを張って魚が逃げないようにしてあると。ところが、あの出口にネットを張ってあるということは、雨が降れば、やはりそこ結構、水の吐け、用水吐から流れないということで、ある意味、危険な状態、たくさん雨が降れば、にもなるので、その辺りでこれの対象にならないのかなということを知っただけで、結論でいえばこれとは別やということなんです。それで、また、埋める、埋めないの経過はまた別の機会で聞かせていただきます。

次に、がんばるまちの事業者支援、これはコロナ禍の関係で、今、業績が伸びている業者もあれば、飲食店や酒の販売店のように、非常に今厳しい状況の職種もあるということで、私、6月の総務建設常任委員会で隣町の宇治市では単独でも支援策やっているのに、宇治田原ではないのかと、できればやっぱり何らかの形で考えていただきたいということをお話をさせていただいて、早速、たまたま、またタイミングよく国のほうの交付金等があり、今回1,000万上げていただいたということで、非常に感謝をいたしております。ありがとうございます。ついては、給付対象なんですけれども、1月から8月までのということになっているんですが、今、緊急事態宣言は9月12日までと言われていた分が9月末まで延長されました。これでいけば9月でその状況が発生した人は対象にならへんということになるんですけれども、これはこれでいいんですか。

○委員長（馬場 哉） 植村補佐。

○産業観光課課長補佐（植村和仁） お答えさせていただきます。

今回、1月から8月までの平均売上額ということで、月平均の25%以上減少というように形で算出していただいた分で支給していきたいと考えております。対前月比になりますと、なかなか、その月、その月ときどきの業績なり業態によって変わってまいりますので、今回、平均という形で1から8月までとらせていただきました。なので、多少、9月に延びたとしても平均という形で取らせていただきますので、大きな変化というのは数字的には出てこないのかなと考えております。つきましては、併せまして、なるべく早く皆様のほうに支給も進めていきたいと考えておりますので、締め切り、申請期間を考えますと8月までの数字で進めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 谷口委員。

○委員（谷口 整） そうすると、締め切りというのは、国のほうの地方創生の臨時交付金の申請の関係があるから11月下旬には締めたいたと、こういう話ですか。

○委員長（馬場 哉） 植村補佐。

○産業観光課課長補佐（植村和仁） その臨時交付金の部分も多少はあると思うんですが、ただ、年末になりますと、なかなか個人事業主なり、企業さんにおかれましては、支払いの部分、年越したくないということで、年内に払いたいという思いも強く持っておられますので、可能な限り早急に早く支給金を渡したいということで、11月というような期限を決めております。以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 谷口委員。

○委員（谷口 整） その、今の話、ちょっとおかしいのかなとは思いますが、これ申請があれば順次払っていけば、別に11月末まで延ばして、まとめて、みんな出てくるのをまとめて支払いするというにしないで、順次払っていけばいいことであって、その対象の期間はやはり少なからず10月までこの緊急事態宣言が延長されて、なったので一月分くらい別に入れても入れなくても平均だから変わらないということなのかもしれませんけれども、やっぱりそのところは微妙な部分があると思います。だから、緊急事態宣言が延長されている9月末まではやはり対象にすべきだと。あと、支払いの仕方は町のほうが順次やっていけば、別に年末越さなくてもいつでも払っていけるというふうに思うんですが、その辺はどうなんですか。

○委員長（馬場 哉） 植村補佐。

○産業観光課課長補佐（植村和仁） 申請を受けまして、お支払いにつきましては、まとまった段階で順次お支払いさせていただこうと、それは昨年度と変わりなく進めていきたいと思いますが、ただその9月に今回コロナ、緊急事態宣言が延長になりましたが、今後そのコロナの感染状況によって、どこでどのような形で緊急事態宣言も延長されるかも分かりません。どこかで数字というのは、期限、切らないとなかなか事業というのも難しくなっていますので、11月下旬というような形で今回はさせていただいております。以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 9月についてはどうなんですか。8月を9月にできないかという質問についてはどうですか。植村補佐。

○産業観光課課長補佐（植村和仁） すみません、9月という部分につきましても、先ほど申し上げましたとおり、コロナの関係で9月12日が9月末まで緊急事態宣言が延長されたら、今後、まだコロナの感染状況なりがどのようになるのか分からない中で、9月末から延長になる可能性もあると、10月に延長になる可能性もあるというようなことで、1から8月、もう8カ月ということで切らせていただいて、させていただきたいというように考えております。以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 変更はできひんということやね。谷口委員。

○委員（谷口 整） 確かに、まだまだいつまでこれが続くか分からない状況で、私は1つの判断の基準にするのは、これ国の交付金なので、国の交付金の締め切りに間に合う、そこまでは当然対象にすべきだと思うんですよ。いつまで続くか分からないからもう8月末で切ります、9月、10月は知りません、そうじゃなく、例えばこれが9月の末、10月の末までだったら交付金の対象にできるので、それはそれで対象にしていきたいと、せっかくこういういい制度をつくっていただいて、何かその町の都合とは言いませんが、何かその辺の都合だけで8月末で切ってしまうというのはいかがなものかと。そこは、できないならできないで結構です。そうしたら、そのことだけは申し上げておきますが、答弁結構です。

○委員長（馬場 哉） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（谷口 整） 次に今年、2年連続の遅霜の被害が出て、新茶のシーズン、一番茶、家によっては3割とか4割減収だという農家もありました。そんな中でこれも6月の総務建設常任委員会の中で発言をさせてもらいましたけれども、昨年のように晩霜被害、遅霜の被害の支援はどうなんだという話をしたときに、値段のほうは多少去年よりは今年は、一番茶は良かった、だから二番茶の状況を見て、また検討をしたいということだったんですけれども、これ今回のこのがんばるまちの事業者支援にはお茶農家は入っていませんね。

○委員長（馬場 哉） 答弁をお願いします。

入っていますか、入っていませんか。木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） お茶農家の関係についてはここには入っておりません。

○委員長（馬場 哉） 谷口委員。

○委員（谷口 整） そうしたら、6月のときに二番茶の状況を見て検討という答弁だったんですけれども、二番茶の状況等を見て、今年茶農家の収入、売り上げのほう、去年のことと思えば相当回復はしているんですか。その辺、それでまたあと、その先に、だからそういう状況だから今年、支援はしないということでもいいんですか。

○委員長（馬場 哉） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時41分

○委員長（馬場 哉） 休憩前に引き続き再開します。木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 6月のときに答弁させていただきました。二番茶についても今年度の場合は意外と茶の単価もよく推移していたこと、また、今年について、収入保険のほう、たくさん農家の方も入っておられるということで、そちらのほうでも対応のほうが可能なのかなということで、今のところここに入れさせてもらってないということで判断いたしました。以上です。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、議案第46号に係る関係所管分の質疑を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時43分

○委員長（馬場 哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、当局より福祉課、学校教育課所管分の説明を求めます。村山企画財政課長。

○企画財政課長（村山和弘） それでは、引き続きまして、令和3年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）中、福祉課、学校教育課所管分につきまして、ご説明を申し上げます。

先ほどの横表の概要資料をご覧いただきたいと思います。

まず、3番、福祉課所管の介護保険特別会計繰出金でございます。令和2年度低所得者保険料軽減負担金の交付額確定に伴う過年度分追加交付に係る介護保険特別会計繰出金として39万9,000円を追加するものでございます。

次に、6番、学校教育課所管の共同調理場運営事業費でございます。調理場機器の修繕費用として130万4,000円を追加するものでございます。

以上、福祉課、学校教育課所管分の説明とさせていただきます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

議案第46号に係る福祉課、学校教育課所管分について質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、議案第46号に係る関係所管分の質

疑を終わります。

◎議案第47号の説明、質疑

○委員長（馬場 哉） 次に、日程第2、議案第47号、令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。黒川健康福祉担当理事。

○健康福祉担当理事（黒川 剛） それでは、議案第47号 令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

前年度の国・府支払基金の負担金等の確定によりまして、返還金の補正をお願いするものでございます。

補正予算額は歳入歳出それぞれ1,303万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,659万円とさせていただくものでございます。

まず、歳出でございますが、横長の概要をご覧ください。

過年度分国府等支出金返還金1,303万7,000円でございます。これは、令和2年度介護給付費及び地域支援事業に係る負担金、交付金の国庫分、府費分、支払基金分につきまして、実績報告の結果、受入済額が超過となり返還するものでございます。返還額の内訳といたしましては、介護給付費負担金、国府支払基金合わせまして1,006万3,297円、また、地域支援事業交付金、国府支払基金合わせまして297万4,122円でございます。

次に、歳入でございますが、議案書の6、7ページをご覧ください。

7款の繰入金39万9,000円、低所得者への保険料軽減に対する国府負担金を一般会計にて受け入れている額を介護保険特別会計に繰り入れするものでございます。

8款繰越金1,263万8,000円を計上しております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、日程第2、議案第47号につきましては終了いたします。

◎議案第46号の討論、採決

○委員長（馬場 哉） 以上で審査が全て終わりましたので、直ちに討論に入ります。

まず、議案第46号の討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 討論なしと認めます。

これより議案第46号、令和3年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）の採決に入ります。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（馬場 哉） 挙手全員であります。よって、議案第46号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第47号の討論、採決

○委員長（馬場 哉） 次に、議案第47号の討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 討論なしと認めます。

これより議案第47号、令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）の採決に入ります。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（馬場 哉） 挙手全員であります。よって、議案第47号は原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、予算特別委員会に付託されました議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、予算特別委員会の委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出をいたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、9月16日の本会議において討論される方は、既に配付しております討論通告書を9月14日火曜日午後5時までに議長宛て提出をお願いいたします。

委員各位の慎重な審査を賜り、ご協力ありがとうございました。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉 会 午前10時50分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 馬 場 哉